

研修テキスト 帰化許可申請実務 ガイダンス



神奈川県行政書士会

目 次

ページ

第 1 章 帰化許可申請とは

第 1 節 帰化許可申請の要件	1
① 帰化の種類	1
② 普通帰化の要件	1
③ 簡易帰化、大帰化の要件	3
第 2 節 帰化許可申請の流れ	3
① 帰化許可申請の流れ	4
② 帰化許可申請のスケジュール	5

第 2 章 帰化申請の実務

第 1 節 帰化許可申請の際に取得する書類	5
① 市区町村役場から得する書類	5
② 法務局で取得する書類	6
③ 税務署で取得する書類	6
④ 県税事務所・都税事務所で取得する書類	6
⑤ 年金事務所から取得する書類	6
⑥ 自動車安全運転センターから取得する書類	6
⑦ 法務省から取得する書類	6
⑧ 本国から取得する書類	6
⑨ その他取得が必要な書類	6
第 2 節 帰化許可申請の際に作成する書類	7

① 帰化許可申請書	7
② 親族の概要	7
③ 履歴書（その 1）	7
④ 履歴書（その 2）	7
⑤ 生計の概要（その 1）	7
⑥ 生計の概要（その 2）	8
⑦ 事業の概要	8
⑧ 居宅付近の略図等	8
⑨ 勤務先付近の略図等	8
⑩ 宣誓書	8
⑪ 申述書	8
⑫ 帰化の動機書	8
⑬ 在勤及び給与明細書	8
第 3 節 帰化許可申請で法務局へ持参するもの	8
① 事前相談時に持参するもの	8
② 申請時に持参するもの	8
第 5 章 帰化申請その他	10
第 1 節 帰化許可申請の手引き	10
第 2 節 報酬統計表	39

（本テキストは、2022. 04. 01 現在の法令に基づいて作成している。）

第1章 帰化許可申請とは

日本には、様々な国籍を持つ、たくさんの外国人が住んでいる。
こういった外国の国籍を持つ人が、日本の国籍を取得したい、日本に帰化したいと考えたときにすることになるのが帰化許可申請である。

第1節 帰化許可申請の要件

①帰化の種類

帰化には3種類が規定されており、それぞれ要件が異なる。

- ア．普通帰化（国籍法5条）
- イ．簡易帰化（国籍法6条～8条）
- ウ．大帰帰化（国籍法9条）

②普通帰化の要件

対象となる外国人は、一般的には、外国で生まれて日本で何かしらの在留資格を得て日本に在住している外国人であり、日本生まれの在日韓国人など（特別永住者）は除かれる。

要件は下記のとおりである。

1) 住居要件

「引き続き五年以上日本に住所を有すること」（国籍法第5条第1項）

「引き続き」が切れる目安としては、一般的には、1度の出国日数がおおよそ三ヶ月以上であるかどうかとされている。

ただし、1度の出国が三ヶ月以内であったとしても、一年間に何度も出国を繰り返し、合計150日以上程度出国していた場合も、「引き続き」とみなされない可能性がある。

会社命令の出張や母国での出産などの事情があったとしても考慮されない可能性があること、また、引き続き五年以上の間にどのような在留資格で在住していたか、その内容にも注意が必要である。

その五年の間に就職をしている期間が三年以上必要とされており、例えば、留学生として三年と就労の在留資格で二年、計五年間日本に住所を有していたとしても、要件を満たしていないとされて認められないことになる。

これには例外があり、十年以上日本に住んでいる人は、就労経験が三年ではなく一年以上あれば良いとされる場合がある。

いずれも、転職は問題にならないが、在留資格が切れていないことが条件である。

2) 能力要件

「18歳以上で本国法によって行為能力を有すること」（国籍法第5条第2項）

申請人は二十歳以上であることが必要である。

ただし、未成年の子が両親と一緒に帰化許可申請する場合は、二十歳に満たなくても申請が可能となる。

3) 素行要件

「素行が善良であること」国籍法第5条第3項

主に、前科や犯罪歴と交通違反がないこと、年金や税金の未納がないことが挙げられる。

・前科と交通違反

前科がある、交通違反の中でも飲酒運転などの重い違反をしたことがある場合は、その程度や時期により判断が異なり、まずはその管轄法務局の国籍課に相談すること。

交通違反については、直近五年間の運転記録証明書を取り寄せて提出するが、軽微な違反で

あれば一般的には五年間に 5 回程度は問題ないとされている。

飲酒運転など重い違反をしたことがある場合は、相当期間経過した後の申請を勧める。

・年金

生計を共にする同世帯全員が、少なくとも直近一年分の年金を納めている必要がある。

20 歳以上の学生の場合は、学生納付特例制度があるので、それに申請して猶予が認められていれば納めていなくても問題にならない。

会社経営者の場合は、会社として厚生年金保険に加入していなければならない。

個人事業主の場合は、国民年金に加入して年金を納めていなければならないが、未加入又は加入していても納めていなかった場合は、加入はもちろんのこと遡って一年分の国民年金保険料を納める必要がある。

・税金

住民税について、会社員の方は、会社から特別徴収されている場合は問題ないが、会社で徴収されておらずご自身で納付されている場合は、未納が無いことを確認すること。

年金同様、生計を共にする同世帯全員が住民税を納付していなければならない。

注意しなければならないのは、世帯主の扶養の項目だ。

配偶者や子供がアルバイト等で収入が扶養の枠を超えているのにも関わらず、扶養家族になっている場合は扶養から外して修正申告するなどの手続きをする必要がある。

また、本国在住のご両親や祖父母などが扶養家族となっている場合は、適切な扶養の基準に則っているのであれば良いが、そうでない場合は、こちらも扶養から外して修正申告するなどの手続きをする必要がある。

要するに、正確に住民税を納付していることが重要となる。

なお、法人経営者の方は法人税や消費税、事業税など、個人事業主の方も消費税や事業税、申告所得税などを正確に納付している必要がある。

4) 生計要件

「自己または生計を一にする配偶者その他の家族の資産又は技能によって生計を営むことができること」（国籍法第 5 条第 4 項）

貯金や資産がたくさんあるに越したことはないが、それ以上に安定した生活を送ることができるかが大事となる。

申請人が被扶養者などで収入が少なかったとしても世帯収入がそれなりにあれば良く、また、申請時に無職であったとしても仕事が決まってい、それを証明できるのであれば、基本的には問題ない。

5) 喪失要件

「国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと」（国籍法第 5 条第 5 項）

日本は二重国籍を認めていないため、帰化許可申請許可が下り日本国籍を取得した場合に、母国の国籍を失うことができるか、もしくは離脱することができなければならない。

国によっては国籍を離脱することができない場合もあるため、帰化許可申請の準備をする前に確認しておくことが必要となる。

6) 思想要件

「日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと」（国籍法第 5 条第 6 項）

日本国を破壊するような危険な思想や考えを持っていないということ。

7) 日本語能力要件

日本語能力も求められ、日本語のテストを受けることになり、小学校3、4年生くらいの日
本語能力であれば、問題はないとされている。

ただし、申請人全員が受けるわけではなく、面談の上、審査官の判断による。

以上が、普通帰化の7つの要件になる。

ひとことメモ

交通違反について、帰化許可申請後、審査中に違反してしまった場合は、速やかに法務局国
籍課担当者に連絡しなければならない。担当者にもよるが、再度運転記録証明書を取得しなけ
ればならなかったり、その違反について説明するために面談をしたりなど、ただでさえ結果が
出るまで時間がかかるのに、ちょっとした不注意のせいで更に時間がかかることになる。

軽微な違反であれば審査に影響はないことが多いが、その他の要件で問題があると許可が下
りない可能性も出てくる。

くれぐれも運転には気を付けるよう、申請人には口酸っぱく伝えること。

③簡易帰化、大帰化の要件

1) 簡易帰化

こちらについては、在日韓国・朝鮮人（特別永住者）の方や日本人と結婚している外国人な
どが当てはまる。

「簡易」となっているが、普通帰化より簡単という意味ではない。

申請人によっては、提出書類が簡略化されるなどがあるが、これについても審査官の判断に
よるので、事前に相談する必要がある。

2) 大帰化

「日本に対して特別に功労実績のある外国人に対して許可される」が要件となっているが、
功労実績の基準については明確になっていない。

第2節 帰化許可申請の流れ

①帰化許可申請の流れ

ここでは、行政書士が行う業務の流れを紹介する。

1) 帰化許可申請希望者からの相談

まずは身分証明書を拝見させて頂き、帰化の意思を確かめる。その後、前述の7つの要件を満
たしているかを確認する。

帰化許可申請する上で特に問題ないければ、基本的な帰化許可申請の流れやサービスの内容、
報酬などを説明し、実際にご依頼頂けるか受任するかを確認する。

また、帰化許可申請は、書類の収集や作成をする中で、申請人の過去や家族のことを根掘り葉
掘り聞かなければならないことがあり、中には思い出したくないことを思い出させなければなら
ないときがあるので、その点問題ないかどうかとも念の為確認した方が良い。

2) 受任・聞き取り

受任が決まり手続きを進めることになったら、申請人の家族構成や職業などを詳しく聞き取り
し、その上で一般的な必要書類を伝える。

その際、下記をご持参頂き、コピーをしておく。

- ・特別永住者証明書や在留カード
- ・新旧パスポート（あるもの）
- ・運転免許証（お持ちの場合）

3) 申請人の住所を管轄する法務局国籍課への相談

管轄の法務局国籍課へ連絡し、帰化許可申請相談の予約を入れる。

これは実質的な1回目の面談である。帰化許可申請希望者の氏名や住所、国籍などを聞かれるので、すぐに応えられるように準備した上で連絡する。

この帰化許可申請相談とは、申請人の家族構成や職業、国籍などにより提出する書類が多少異なるので、当該申請者の場合の提出書類を確定するためにするものだ。

基本的には申請人に同行してもらうのが望ましく、法務局によっては行政書士のみでは受け付けられないこともあり、この点、注意が必要だ。

相談の際、申請人の身分証明書の写しを渡ししながら、申請人から聞き取った情報を相談担当者に詳細に伝え、申請時に提出する書類を正確に指定してもらう。

同時に、心配事の相談や質問なども積極的に行い、あとで問題が起こらないように対応する。

4) 書類の収集と申請書類作成

3) について申請人に報告し、指定された提出書類についても再度伝える

申請人本人でなければ収集・作成できない書類と行政書士が収集・作成できる書類を分け、書類收拾を始める。

書類請求先が何か所にも及ぶことが少なくないので、委任状を受け取る際、どこ宛の、何の書類を何枚必要かなど確認する必要がある。

申請人のも含めてある程度書類が収集できたら、書類の作成に進む。

5) 申請の予約

4) の進行中にある程度が目途がついたら、法務局国籍課に申請の予約をする。

帰化許可申請は本人申請が原則のため、申請日は必ず申請人が行かなければならないので、予約する前に必ず申請人の予定を確認する。

時期によっては1ヵ月先になることもあるため、3) の相談時に混雑状況などを聞いておくことをお勧めする。

また、法務局によっては、申請の前に揃えた書類を一度確認しておきたい、となることもあるので、これについても3) の相談時に確認しておく。

6) 申請・受理

申請は、担当者が書類を確認することから始まる。

その後、申請人と面談をするが、この面談には行政書士は同席できない。

書類に問題が無ければ申請が受理されて申請番号が付与され、申請から結果が出るまでの注意事項などについて説明されて終了する。

法務局や申請人にもよるが、申請して受理されるまで2～3時間かかるので、時間に余裕をもって予定を立てる。

なお、申請と同時に面談するのか、後日呼び出されて面談するのか、何度面談するのか、これについても法務局や申請人によって異なる。

7) 審査

申請後、審査の過程で追加書類を求められることがある。

また、この間に申請人の身分など何かしら変更があった場合は、速やかに担当者に連絡するようにする。

8) 許可の連絡

担当者から申請人本人に電話で伝えられるが、官報にも掲載される。

ひとことメモ

申請人、行政書士、法務局によっては 事前相談無しにいきなり申請を受け付けてくれることがある。しかし、初めて申請する法務局には、申請人によらず事前相談することをお勧めする。法務局によっては、申請時に一つでも書類が抜けていると申請を受理しない場合があり、二度手間になるからだ。申請人にも迷惑をかけることになる。都心の法務局（＝帰化許可申請が多い法務局）は臨機応変に対応してくれることもあるが、申請人を不安にさせないように、提出書類を正確に把握しておくことが大切だ。

②帰化許可申請のスケジュール

帰化許可申請希望者からの相談から法務局国籍課への帰化許可申請までは、1～2ヵ月ほどかかるが、そもそも相談や申請予約がいつ取れるかにもよるので、まずは状況を把握する。

また、申請人の本国によっては書類を取り寄せるのに時間がかかる場合もある。

日本の書類は3ヶ月、外国の書類は6ヶ月有効なので、有効期間が過ぎない様、注意しながら書類を収集する。

申請受理から許可が下りるまでは、6ヶ月から1年ほどかかり、それ以上になることもある。

第2章 帰化許可申請の実務

第1節 帰化許可申請の際に取得が必要な書類

ここでは、一般的に提出を求められる書類についてご紹介する。

※法務局、申請人、申請時期によって異なる場合があるので、必ず法務局国籍課の担当者に確認すること。

①市区町村役場から取得する書類

- ・住民票
- ・住民票の除票
- ・戸籍謄本
- ・改製原戸籍
- ・除籍謄本
- ・戸籍の附票
- ・個人の住民税等の課税証明書及び納税証明書
- ・法人市民税等の納税証明書
- ・非課税証明書
- ・届記載事項証明書(出生、死亡、婚姻、離婚)

②法務局で取得する書類

- ・法人の登記事項証明書
- ・不動産の登記事項証明書

③税務署で取得する書類

- ・法人税の納税証明書（その1, その2）

- ・消費税の納税証明書（その１,その２）
- ・申告所得税の納税証明書（その１,その２）

④県税事務所・都税事務所で取得する書類

- ・事業税の納税証明書
- ・都道府県民税の納税証明書

⑤年金事務所から取得する書類

- ・年金の加入及び支払状況がわかる照会書等
※ねんきん定期便を紛失した場合や求められた場合
- ・学生納付特例決定通知書

⑥自動車安全運転センターから取得する書類

- ・運転記録証明書（過去５年分）

⑦法務省から取得する書類

- ・外国人登録原票 ※求められた場合

⑧本国から取得する書類

- ・韓国の場合
基本関係証明書
家族関係証明書（本人、父、母）
婚姻関係証明書（本人、母）
親養子入養関係証明書
除籍謄本（父、母）
入養関係証明書

- ・中国の場合
出生公証書
親族関係公証書
結婚公証書
離婚公証書
養子公証書
領事証書

- ・その他の国の一般的な書類
出生証明書
婚姻証明書
離婚証明書
死亡証明書
親族関係証明書
国籍証明書

⑨その他取得が必要な書類

- ・申請人
特別永住者証明書又は在留カード
運転免許証
新旧パスポート
学生証

健康保険証

申請書用写真（5 cm×5 cm）2 枚

スナップ写真 3 ～ 4 枚程度

卒業証明書

自宅の不動産賃貸借契約書

営業許可証など（個人事業主で、許可が必要な仕事をされている場合）

確定申告書の控え

資格証明書（お持ちの場合）

銀行口座通帳又は残高証明書

その他資産を証明するもの

- ・会社（生計を共にする世帯全員）

源泉徴収票

在籍証明書

申請日直近の給与明細書

在勤及び給与明細書（書式あり）

直近年度の確定申告書の控え（会社役員の場合）

1 年分の源泉所得税の納付書（会社役員の場合）

1 年分の厚生年金保険料領収証書（会社役員の場合）

源泉徴収簿（会社役員の場合）

営業許可証（許認可が必要な業種の場合）（会社役員の場合）

第2節 帰化許可申請の際に作成する書類

法務局で手書用の書式をもらえますが、WORDを使用して作成しても問題ない。
但し、各署名、下記⑫は手書きでなければならない。
サンプルがあるので、参照すること。

①帰化許可申請書

申請日付及び署名は、申請当日に審査官の面前でおこなう。

②親族の概要

国内と海外に分けて記入する。

申請人の配偶者、子供、両親、兄弟姉妹、配偶者の両親について記入する。

③履歴書（その1）

出生から学歴、職歴、自宅の移転、身分事項まで詳細に記入する。

④履歴書（その2）

海外渡航歴、保有資格、賞罰を記入する。

⑤生計の概要（その1）

収入欄には、給与明細書や在勤及び給与明細書に記載されている手取額を記入し、収入の合計と支出の合計が合うように、支出明細を記入する。

⑥生計の概要（その2）

不動産の時価は調べる必要はなく、おおよその金額で構わない。

⑦事業の概要

複数の事業を営営されている場合はその事業ごとに、法人の場合は直近年度について、個人事業の場合は前年度の内容を記入する。

⑧居宅付近の略図等

直近3年以内に移転している場合は、その全ての居宅についての略図を作成する。
略図は、G o o g l e m a p などから印刷して貼り付けても構わない。

⑨勤務先付近の略図等

直近3年以内に転職している場合は、その全ての勤務先についての略図を作成する。
⑧同様、略図は、G o o g l e m a p などから印刷して貼り付けても構わない。

⑩宣誓書

申請日当日、審査官の面前で宣誓し、署名する。

⑪申述書

兄弟姉妹の氏名、生年月日、出生地を記入し、両親又は母親に署名してもらう。

両親が他界されている場合は、長男又は長女（一番歳が離れている上の兄弟姉妹）に署名してもらうことになるが、歳が離れていない場合はあまり意味がないようなので、法務局担当者に確認する。

また、法務局によって書式が異なる場合があるので、この点も確認する。

⑫帰化の動機書

申請人が手書きで記入する。

なぜ日本に帰化をしたいのか、そこに至った動機をコンパクトに整理して記入すれば良く、長文にする必要はない。

なお、特別永住者は作成する必要はない。

⑬在勤及び給与明細書

主に会社役員の場合に求められる。

会社員の場合は、在籍証明書と給与明細書で足りるとされることがあるので、法務局 国籍課に事前相談した際にご確認する。

第3節 帰化許可申請で法務局へ持参するもの

①事前相談時に持参するもの

- ・申請人の身分証明書類の写し
特別永住者証明書又は在留カード
新旧パスポート
運転免許証
- ・申請人の家族構成の略図など
- ・申請人の情報（家族の内情や職業など）
- ・その他、既に取得している書類

②申請時に持参するもの

提出書類 2部

- ・原本と原本を提出できないものは写しで1部
- ・全て写しで1部

持参できる原本

- ・特別永住者証明書又は在留カード
- ・運転免許証
- ・新旧パスポート
- ・現行口座通帳
- ・確定申告書の控え
- ・その他、提出書類のうち、提出することのできない原本

第5章 帰化許可申請その他

第1節 帰化許可申請の手引き

帰化許可申請のてびき

法務局に来庁される際には、必ずこの「てびき」を持参してください。

帰化許可申請後に、次に掲げる例のように、申請内容や既に法務局の担当者に伝えている事項に変更が生じたとき、又は新たな予定等が生じたときは、必ず、速やかに法務局の担当者に連絡してください（11 ページ参照）。

- ・住所又は連絡先を変更したとき
- ・婚姻、離婚、出生、死亡、養子縁組、離縁など身分関係に変動があったとき
- ・在留資格や在留期限が変わったとき
- ・日本からの出国予定が生じたとき
- ・日本からの出国後、再入国したとき
- ・法律に違反する行為（交通違反を含む。）をしたとき
- ・勤務先など、仕事関係が変わったとき
- ・帰化後の本籍や氏名を変更しようとするとき
- ・その他法務局へ連絡する必要があるとき

帰化許可申請に関するお問い合わせは、最寄りの法務局又は地方法務局までお願いします。

法 務 省

平成 年 月 日 号受付

〔平成29.7〕

目 次

第1 申請する前の注意事項	3
第2 申請書類作成の一般的な注意事項	3
第3 帰化許可申請者が自分で作成する書類についての注意事項	4
1 帰化許可申請書	4
2 親族の概要を記載した書面	5
3 履歴書	5
4 帰化の動機書	6
5 宣誓書	6
6 生計の概要を記載した書面	6
7 事業の概要を記載した書面	6
8 自宅、勤務先、事業所付近の略図	7
第4 証明資料として官公署等から交付を受ける書類について	7
1 本国法によって行為能力を有することの証明書	7
2 国籍証明書	7
3 身分関係を証する書面	7
4 国籍を有せず、又は日本の国籍を取得することによってその国の国籍を失うべきことの 証明書	9
5 居住歴を証する書面	9
6 運転記録証明書	9
7 資産・収入・納税に関する各種証明書	10
8 公的年金保険料納付証明書	10
9 その他の参考資料	10
第5 申請する際の注意事項	11
第6 申請した後の注意事項	11
国籍法（抄）	12
国籍法施行規則（抄）	13

記載例	14
-----	----

別表 1 必要書類一覧表	24
--------------	----

別表 2 納税証明書等提出書類一覧表	26
--------------------	----

〔参考〕法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/>



サイトマップ



○政策・施策

国民の基本的な権利の実現



戸籍



○戸籍

・子の名に使える漢字

・戸籍統一文字情報（戸籍のオンライン手続に使用することを目的として整理した文字情報）
※戸籍統一文字情報については、トップ画面の「使い方」を参照の上、使用してください。

第1 申請する前の注意事項

このてびきは、帰化をしようとする人が帰化許可申請書類の作成又は取寄せをするためのてびきとして作成したものです。法務局・地方法務局の担当者の説明を受けていただくことを前提としていますので、書類の作成又は取寄せをする前に必ず法務局・地方法務局の担当者に相談してください。

第2 申請書類作成の一般的な注意事項

1 用紙は、日本工業規格A列4番（以下「A4判」という。）で、紙質の丈夫なものを使用し、文字は、正確に、かつ、ていねいに記載してください。文字の記載を誤った場合は、取消線を引いた上、修正してください（修正テープ及び修正液の使用は不可）。

2 筆記具は黒インクのペン又はボールペンを用いることとし（いわゆる「消せるボールペン（フリクションペン）」での記載は不可）、鉛筆は使用しないでください。

動機書以外の書類は、パソコンを用いて作成しても差し支えありません。

3 (1) 提出する書類は原則として2通ですが、1通は原本を提出してください。もう1通は写しでも結構です。

(2) 外国語で記載された書面には、別にA4判の翻訳文（部分翻訳は不可。）を付け、翻訳者の住所・氏名及び翻訳年月日を記載してください。翻訳者については、正確に翻訳できる人であれば、申請者を含め、どなたでも結構です。

(3) 旅券（パスポート）や免許証等のように原本を提出できないものについては、写し（コピー（縮小不可））を2部提出していただきます。この場合には、提出する際に原本を持参してください。法務局の担当者が、持参された原本と写しを照合し、確認後に原本をお返しします。

4 提出する書類には、事実をありのまま記載してください。

なお、記載すべきことを記載せず又は虚偽の記載があるときなど、調査に協力願えない場合は、これにより許可されないことがありますので、注意してください。

5 提出する書類は、おおむね別表1（24ページ）の必要書類一覧表のとおりですが、人によっては提出する書類が異なりますので、法務局の担当者の指示に従ってください。

6 提出する書類は、次の順序にそろえて提出してください。数人分を一括して申請する場合でも、同種類（例えば数人分の申請書）ごとにまとめて提出してください。

(1) 帰化許可申請書（2通とも写真貼付）

(2) 親族の概要を記載した書面

(3) 履歴書

(4) 帰化の動機書

(5) 宣誓書

(6) 国籍・身分関係を証する書面（国籍証明書、本国の戸（除）籍謄本、旅券（パスポート）の写し等）

(7) 居住歴を証する書面（住民票の写し、戸籍の附票の写し）

(8) 生計の概要を記載した書面

(9) 事業の概要を記載した書面

— (10) 在勤及び給与証明書

- (11) 卒業証明書、在学証明書（又は通知表の写し）
- (12) 源泉徴収票、課税証明書、納税証明書
- (13) 確定申告書の控え、決算報告書、許認可書等の写し
- (14) 公的年金保険料の納付証明書（ねんきん定期便、年金保険料の領収書等）
- (15) 運転記録証明書（又は運転免許経歴証明書）
- (16) 技能、資格を証する書面（運転免許証の写し（表・裏）も含む。）
- (17) 自宅、勤務先、事業所付近の略図
- (18) その他

第3 帰化許可申請者が自分で作成する書類についての注意事項

1 帰化許可申請書（例1………14 ページ参照）

- (1) 申請書は、帰化をしようとする人ごとに作成します。代筆してもらっても結構ですが、できるだけ自分で記載してください。
- (2) 申請年月日欄（帰化許可申請書の左上部）は、受付の際に記載していただきますので、空欄のままにしておいてください。
- (3) 写真は、カラー・白黒どちらでも結構ですが、申請6か月前以内に撮影した、5cm×5cmの半身、無帽、正面上半身で、かつ、鮮明に写っているものを、2通にそれぞれ貼ってください。
帰化をしようとする人が15歳未満のときは、父母などの法定代理人と一緒に撮影したものを使用してください（右図参照）。

- (4) 国籍は、申請者が属している国名を記載してください。

（例）韓国、中国、アメリカ合衆国

- (5) 出生地（生まれたところ、例・病院の所在地等）は、地番まで詳しく記載してください。地番等が不明な場合は、「以下不詳」と記載しても結構です。出生届書・出生証明書がある場合は、それを参考にしてください。



- (6) 住所が、マンション、アパート等の場合は、マンション名、アパート名及び室番号まで記載してください。

なお、居所（住所地のほかに寝泊まりするような所）があれば、住所の要領で記載してください。

- (7) 氏名は、氏、名の順序で漢字又はカタカナで記載し、氏名が漢字の場合は、ふりがなも付けてください。中国等の簡略体漢字については、日本の正字に引き直して記載してください。
- (8) 通称名がある場合は、これまで使用した通称名を含め、その全部を記載してください。
- (9) 生年月日は、日本の年号（大正・昭和・平成）で記載してください。生年月日を訂正したことがあるときは、訂正前のものをカッコ書きしてください。
- (10) 父母の氏名は、氏、名の順序で漢字・ひらがな又はカタカナで記載してください。中国等の簡略体漢字については、日本の正字に引き直してください。

また、日本人父母の本籍は、地番まで記載してください。

父母の氏名又は父母との続柄が不明の場合は、該当欄に「不詳」と記載してください。

- (11) 帰化後の本籍及び氏名は、帰化が許可になった場合を予定して、あらかじめ記載していただくものです。いずれも自由に定めることができますが、次の点に注意してください。

- ・ 帰化後の本籍は、土地の地番あるいは住居表示が使用できます。ただし、住居表示番号の場合は「〇丁目〇番」（※〇号は記載できません）と記載してください。

なお、実在しない町名、地番等は使用できませんので、分からない場合は、本籍としたい市区町村に確認してください。

- ・ 帰化後の名は、原則として常用漢字表、戸籍法施行規則別表第二に掲げる漢字及びひらがな又はカタカナ以外は使用できません（帰化許可後の変更は原則として認められません）。

なお、帰化後の氏については、その他の正しい日本文字も使用することができます。

- ・ 夫婦又は日本国民の配偶者が申請する場合、帰化後の氏について夫又は妻のいずれの氏によるかを（ ）内に明記してください。

- (12) 申請者の署名は、受付の際に自筆していただきますので、空欄のままにしておいてください。

なお、申請者が15歳以上の場合にはご本人が署名し、申請者が15歳未満の場合には法定代理人が次の要領により署名していただくことになります。

子	〇〇が15歳未満につき
	東京都中野区野方〇丁目〇番〇号
親権者	父 〇〇〇〇
	母 〇〇〇〇

2 親族の概要を記載した書面（例2………15・16ページ参照）

- (1) 申請者を除いて記載してください。
- (2) この書面に記載する親族の範囲は、申請していない同居の親族のほか、申請者の配偶者（元配偶者を含む。）、親（養親を含む。）、子（養子を含む。）、兄弟姉妹、配偶者の両親、内縁の夫（妻）及び婚約者です。

なお、これらの親族については、死亡者についても記載してください。

- (3) 日本在住の親族と、外国在住の親族とに用紙を分けて作成してください。

3 履歴書（例3………17・18ページ参照）

- (1) 申請者ごとに作成してください（15歳未満の人は不要）。
- (2) 申請者の経歴を各項目ごとに区分し、出生の時から日付順に、空白期間のないよう詳しく記載してください。

職歴（本国での職歴や日本に入国した後に行ったアルバイト歴も含む。）については、具体的な職務内容も記載してください。

- (3) 重要な経歴については、以下に例示する証明資料を添付してください。

ア 卒業証明書又は卒業証書の写し

イ 在学証明書又は通知表の写し

ウ 在勤証明書

エ 自動車運転免許証の写し

オ 技能及び資格証明書（医師、歯科医師、薬剤師、看護師、教員、理容師、美容師、建築士、調理師その他免許を必要とする職業に従事している人は、その技能及び資格証明書又は免許証）の写し

4 帰化の動機書

(1) 申請者ごとに申請者本人が、自筆してください（パソコンは不可）。

なお、15歳未満の申請者については不要です。

(2) 帰化をしたい理由（日本に入国するに至った経緯及び動機、日本での生活についての感想、日本に入国した後に行った社会貢献、本国に対する思い、帰化が許可された後において行うことを予定している社会貢献、帰化が許可された後における日本での生活の予定等）を具体的に自筆してください。

5 宣誓書

(1) 宣誓の趣旨をよく理解して申請者ごとに作成します（15歳未満の人は不要）。

(2) 受付の際に申請者本人に自筆で署名していただきますので、空欄のままにしておいてください。

6 生計の概要を記載した書面（例4………19・20ページ参照）

(1) 申請者並びに配偶者及び生計を同じくする親族の収入・支出関係、資産関係などの所要事項を具体的に記載してください。

(2) 月収（手取り）は、申請の前月分について記載してください。

(3) 世帯を異にする親族によって申請者の生計が維持されている場合は、収入欄にその親族からの収入について記載してください。

(4) 不動産を所有している場合は、土地・建物の登記事項証明書を提出してください。

(5) 日本以外の国に所有する不動産についても記載してください。

7 事業の概要を記載した書面（例5………21ページ参照）

(1) 次の場合には、事業の内容などを具体的に記載してください。

① 申請者又は申請者の生計を維持している配偶者その他の親族が個人で事業を営んでいるか、あるいは、会社等の法人を経営している場合

② 申請者が会社等の法人の役員その他の経営に従事している者である場合

③ 共同で個人事業を経営している場合

④ 申請者の生計が、世帯を異にする配偶者その他の親族の収入で維持されている場合で、その人が事業経営者である場合

(2) 複数の事業を経営している場合には、一事業ごとに作成してください。

(3) 確定申告書の控え、決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）等の写しを添付してください。

(4) 会社等の法人を経営している場合には、その法人の登記事項証明書を添付してください。

(5) 許可又は認可を要する事業を営んでいる人については、官公署の長が証明した証明書の写し

を添付してください。

8 自宅、勤務先、事業所付近の略図（例6………22ページ参照）

- (1) 住所又は勤務先を同じくする申請者が数人ある場合は、1人について作成すれば結構です。
- (2) 目標となるもの又は最寄りの交通機関からの経路、所要時間等を記載してください。
- (3) 自宅以外の場所で事業を営む人は、別にその営業所（会社、工場、店舗等を含む。）の所在図を前記に準じて作成してください。
- (4) 過去3年のうち住所や勤務地に変更のある人はその分（前住所地等）も作成してください。

第4 証明資料として官公署等から交付を受ける書類について

1 本国法によって行為能力を有することの証明書

本国の成人年齢・行為能力の制限を定めた法令及び申請者の年齢を証明したもので、原則として本国の官公署が証明したものを提出してください。ただし、次の場合は省略しても結構です。

- (ア) 日本国民の配偶者
- (イ) 日本国民の子（縁組の時に本国法により未成年であった養子で、かつ、1年以上引き続き日本に住所を有する人を含む。）
- (ウ) 日本の国籍を失った人（日本に帰化した後、日本の国籍を失った人を除く。）
- (エ) 日本で生まれ、生まれた時から無国籍で、生まれた時から引き続き3年以上日本に住所を有する人

2 国籍証明書

- (1) 本国の官憲（又は在日大使館等）が発行した国籍証明書を、法務局の担当者の指示があったときに提出してください。
- (2) 韓国・朝鮮の人は、本国官憲発行の家族関係登録簿に基づく基本証明書を提出すれば足ります。
なお、家族関係登録簿に基づく基本証明書を提出することができないときは、家族関係登録簿作成前の韓国・朝鮮の戸（除）籍謄本を提出してください。
また、家族関係登録簿作成前の韓国・朝鮮の戸（除）籍謄本も提出することができないときは、申請者に係る身分行為の記載のある日本の戸（除）籍謄本、戸籍届書の記載事項証明書等を提出してください。
- (3) 旅券（パスポート）を所持している人は、所持している全ての旅券（パスポート）の写しを提出してください。
なお、配偶者が外国人の場合は、配偶者が所持している全ての旅券（パスポート）の写しも提出してください。

3 身分関係を証する書面

次のような本国の権限を有する官公署が発行した出生証明書・婚姻証明書・親族（親子）関係証明書その他の身分関係を証する書面を提出してください。

なお、身分関係を証する書面は、その人の親族関係により異なりますので、提出に当たっては法

務局担当者の指示に従ってください。

(1) 本国の戸（除）籍謄本（家族関係登録簿に基づく証明書）

身分関係を証する書面として、韓国・朝鮮の人は、家族関係登録簿に基づく証明書（基本証明書、家族関係証明書、婚姻関係証明書、入養関係証明書、親養子入養関係証明書、父母の家族関係証明書及び母の婚姻関係証明書の全て）、韓国・朝鮮の戸（除）籍謄本等を、中国（台湾）の人は台湾の戸（除）籍謄本を提出してください。

また、離婚歴がある人は、離婚事項の記載のある婚姻関係証明書又は戸（除）籍謄本を提出してください（部分謄本又は抄本不可）。

(2) 日本の戸（除）籍謄本（全部事項証明書）

次の各例の場合には、日本国民である人、あるいは日本国民であった人の日本の戸（除）籍謄本（全部事項証明書）が必要です。

なお、市区町村役場に戸（除）籍謄本等を請求する手続の詳細については、市区町村役場又は法務局におたずねください。

ア 申請者の配偶者（元配偶者、内縁関係を含む。）が日本国民であるとき

イ 申請者の子（養子）が日本国民であるとき

ウ 申請者の婚約者が日本国民であるとき

エ 申請者の父母（養父母）が日本国民であるとき（養父母の場合は、養子縁組事項の記載があるものも含む。）

オ 申請者が日本国民であった人の子（養子）であるとき（ただし、日本国籍喪失事項の記載があるもの）

カ 申請者が日本の国籍を失った人であるとき（ただし、日本国籍喪失事項の記載があるもの）

キ 申請者の親・兄弟姉妹・子の中で帰化又は国籍取得をした人がいるとき（ただし、帰化事項又は国籍取得事項の記載があるもの）

(3) 申請者が日本において出生し、また、婚姻、離婚、養子縁組等をしているとき、及び父母等が日本において婚姻、離婚、死亡しているときは、次の証明資料が必要です。

ア 出生届の記載事項証明書（本人及び兄弟姉妹の出生届の記載事項証明書）

イ 死亡届の記載事項証明書

ウ 婚姻届の記載事項証明書

エ 離婚届の記載事項証明書（裁判離婚の場合は、調停調書、和解調書、認諾調書の謄本又は確定証明書のついた審判書若しくは判決書の謄本等も必要です。）

オ 親権者変更届等の記載事項証明書（裁判離婚の場合は、調停調書、和解調書、認諾調書の謄本又は確定証明書のついた審判書若しくは判決書の謄本等も必要です。）

カ 養子縁組届の記載事項証明書

キ 認知届の記載事項証明書

ク 就籍の審判書

（注） 上記ア～キについての届出事項の記載のある日本の戸（除）籍謄本（全部事項証明書）を添付した場合は、原則として証明資料の提出は不要です。

(4) 本国（又は外国）の出生、婚姻、離婚、親族関係その他の証明書（公証書）

離婚、親権について裁判をしている場合は、確定証明書のついた審判書又は判決書の謄本が必要です。

- 4 国籍を有せず、又は日本の国籍を取得することによってその国の国籍を失うべきことの証明書
法務局担当者の指示があった場合には、本国の官憲（又は在日大使館等）が発行した、本国の国籍を喪失（離脱）した旨の証明書又は日本の国籍（外国の国籍）を取得したときは本国の国籍を喪失する旨の証明書を提出してください。

なお、申請者が本国法によって、日本国に帰化すれば当然にその国籍を失うことが明らかである法制を採る国（例えば、韓国等）の場合は不要です。

5 居住歴を証する書面

次のとおり住居地の市区町村長が発行した住民票の写し等を提出してください。

- (1) 申請者は、氏名（通称名を含む。）、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了日、在留カード番号（特別永住者証明書番号を含む。）及び法定の住所期間内の居住歴が記載された住民票の写しを提出してください。

なお、氏名又は生年月日を訂正しているときは、訂正前の事項とその訂正年月日が記載されたものを提出してください。

- (2) 申請者の同居者（(3)に該当する人を除く。）は、住民票の写しを提出してください。

なお、申請者の同居者が外国人であるときは、氏名（通称名を含む。）、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了日及び在留カード番号（特別永住者証明書番号を含む。）が記載された住民票の写しを提出してください。

- (3) 申請者の配偶者（元配偶者を含む。）は、婚姻期間中の居住歴が記載された住民票の写し（又は戸籍の附票の写し）を提出してください。

なお、申請者の配偶者が外国人であるときは、婚姻期間中の居住歴のほか、氏名（通称名を含む。）、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期間、在留期間の満了日及び在留カード番号（特別永住者証明書番号を含む。）が記載された住民票の写しを提出してください。

また、申請者と内縁関係にある人については、原則として現在の住民票の写しを提出してください。

6 運転記録証明書

自動車運転免許証を持っている人は、自動車安全運転センターが発行した過去5年間の運転記録証明書を提出してください。

なお、帰化申請の結果が出るまでの間に再度提出していただく場合があります。

また、自動車運転免許証が失効した人、取り消された人は、運転免許経歴証明書を提出してください。

7 資産・収入・納税に関する各種証明書

(1) 収入関係

ア 在勤及び給与証明書（例7………23ページ参照）

申請者及び配偶者並びに生計を同じくする親族が、給与、報酬等の収入により生活している場合に提出してください。

勤務先の代表者か給与の支払責任者が作成したものを提出してください。

職種は、具体的な職務内容まで記載してもらってください。

イ 源泉徴収票

権限を有する者が証明したもので、直近1年分を提出してください。

ウ 許認可証明書（事業免許等）

許可又は認可を要する事業を営む人は、許可又は認可をした官公署の長が発行した証明書又はその写しを提出してください。

エ 会社の登記事項証明書

(2) 資産関係

ア 土地・建物の登記事項証明書、賃貸契約書の写し

イ 預貯金通帳の写し又は銀行、郵便局等で証明を受けた預貯金現在高証明書

(3) 課税証明書、納税証明書、確定申告書の控え等

給与所得者又は事業経営者（法人・個人）によって異なりますので、「別表2 納税証明書等提出書類一覧表」（26ページ参照）に基づき、必要書類を提出してください。

なお、課税されていない場合には、課税されていないことを証明する書類を提出してください。

8 公的年金保険料の納付証明書

(1) 第1号被保険者については、日本年金機構が発行したねんきん定期便、年金保険料の領収書等の写し（直近1年分）を提出してください。

(2) 厚生年金保険法に定める適用事業所の事業主については、年金事務所が発行した年金保険料の領収書等の写し（直近1年分）を提出してください。

9 その他の参考資料

法務局の担当者から指示があった場合は、その指示に従ってください（例えば、スナップ写真・診断書・感謝状などが必要となる場合があります。）。

申請書類を提出する場合は、記載事項に誤りがないか、指示された提出書類が不足していないか、よく確認してください。

第5 申請する際の注意事項

- 1 申請する際は、書類を郵送したりすることなく、申請者の住所地を管轄する法務局・地方法務局へ申請者全員（15歳未満の人については、法定代理人）が自ら出向いて提出してください。
- 2 法務局の担当者と約束がない場合は、担当者が不在となることもありますので、出向く前に必ず電話確認をしてください。
- 3 旅券（パスポート）や自動車運転免許証等、原本が提出できないものについては、その写し（コピー（縮小不可））を2部提出していただきますが、その際には原本との照合が必要となりますので、必ず原本をお持ちください。

第6 申請した後の注意事項

帰化許可申請後に、次に掲げる例のように、申請内容や既に法務局の担当者に伝えている事項に変更が生じたとき、又は新たな予定等が生じたときは、必ず、速やかに法務局の担当者に連絡してください。

- (1) 住所又は連絡先が変わったとき（住所変更届の例……28ページ参照）
- (2) 婚姻・離婚・出生・死亡・養子縁組・離縁など身分関係に変動があったとき
- (3) 在留資格や在留期限が変わったとき
- (4) 日本からの出国予定（再入国予定を含む。）が生じたとき及び再入国したとき
- (5) 法律に違反する行為をしたとき（交通違反を含む。）
- (6) 仕事関係（勤務先等）が変わったとき
- (7) 帰化後の本籍・氏名を変更しようとするとき
- (8) その他法務局へ連絡する必要があるが生じたとき（新たな免許資格の取得等があったとき等）

※ 追加書類を郵送するときは、必ず帰化申請の「受付年月日、受付番号」を書いてください。
 なお、封筒の宛て名には、法務局の担当課（係）を書いてください。

国 籍 法 (抄)

第4条 (帰化) 日本国民でない者 (以下「外国人」という。) は、帰化によつて、日本の国籍を取得することができる。

2 帰化をするには、法務大臣の許可を得なければならない。

第5条 法務大臣は、次の条件を備える外国人でなければ、その帰化を許可することができない。

一 引き続き五年以上日本に住所を有すること。

二 二十歳以上で本国法によつて行為能力を有すること。

三 素行が善良であること。

四 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によつて生計を営むことができること。

五 国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によつてその国籍を失うべきこと。

六 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと。

2 法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第五号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

第6条 次の各号の一に該当する外国人で現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が前条第一項第一号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

一 日本国民であつた者の子 (養子を除く。) で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有するもの

二 日本で生まれた者で引き続き三年以上日本に住所若しくは居所を有し、又はその父若しくは母 (養父母を除く。) が日本で生まれたもの

三 引き続き十年以上日本に居所を有する者

第7条 日本国民の配偶者たる外国人で引き続き三年以上日本に住所又は居所を有し、かつ、現に日本に住所を有するものについては、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号及び第二号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から三年を経過し、かつ、引き続き一年以上日本に住所を有するものについても、同様とする。

第8条 次の各号の一に該当する外国人については、法務大臣は、その者が第五条第一項第一号、第二号及び第四号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。

- 一 日本国民の子（養子を除く。）で日本に住所を有するもの
- 二 日本国民の養子で引き続き一年以上日本に住所を有し、かつ、縁組の時本国法により未成年であったもの
- 三 日本の国籍を失った者（日本に帰化した後日本の国籍を失った者を除く。）で日本に住所を有するもの
- 四 日本で生まれ、かつ、出生の時から国籍を有しない者でその時から引き続き三年以上日本に住所を有するもの

第11条（国籍の喪失） 日本国民は、自己の志望によつて外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

- 2 外国の国籍を有する日本国民は、その外国の法令によりその国の国籍を選択したときは、日本の国籍を失う。

国籍法施行規則（抄）

第2条（帰化の許可の申請） 帰化の許可の申請は、帰化をしようとする者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局長を経由してしなければならない。

- 2 前項の申請は、申請をしようとする者が自ら法務局又は地方法務局に出頭して、書面によつてしなければならない。

- 3 申請書には、次の事項を記載して申請をする者が署名し、帰化に必要な条件を備えていることを証するに足りる書類を添付しなければならない。

- 一 帰化をしようとする者の氏名、現に有する国籍、出生の年月日及び場所、住所並びに男女の別
- 二 父母の氏名及び本籍、父又は母が外国人であるときは、その氏名及び国籍
- 三 帰化の許否に関し参考となるべき事項

第5条（訳文の添付） 届書又は申請書の添付書類が外国語によつて作成されているときは、その書類に翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

帰化許可申請書								
平成 年 月 日		(注) 1						
法務大臣 殿								
日本国に帰化をしたいので、関係書類を添えて申請します。								
帰化をしようとする者	国籍	韓国						
	出生地	大韓民国慶尚南道晋陽郡文山面安全里○番地						
	住所 (居所)	東京都中野区野方○丁目○番○号 メゾン○○○301号室						
	(ふりがな)	きん		りゅうさく		通称	関口	竜作
氏名	氏 金		名 竜作		氏名	関口	二郎	
生年 月 日	大・昭・平 31 年 4 月 18 日生 (訂正前 昭和 30 年 5 月 18 日)			父母との 続柄		二 (男) 女		
父 母 の 氏 名	父 氏 金 名 継達			母 氏 崔 名 順南				
父 母 の 本籍又は国籍	韓国			韓国				
養 父 母 の 氏 名	養 父 氏 名			養 母 氏 名				
養 父 母 の 本籍又は国籍								
帰 化 後 の 氏 名	東京都中野区野方○丁目○番							
申請者の署名又は 法定代理人の住所、資格及び署名	注：この欄は法務局での受付の際に記載していただきます。 空欄のままとしてください。(5 ページ参照)。							
上記署名は自筆したものであり、申請者は写真等と相違ないことを確認した。 受付担当官								
電話連絡先	自宅	03 (0000) 0000	勤務先	03 (0000) 0000	携帯	090 (0000) 0000		

- (注) 1 「申請年月日」及び「申請者の署名又は法定代理人の住所、資格及び署名」欄については、申請の受付の際に記載するので、あらかじめ記載しない。
- 2 申請者が15歳未満である場合には、その法定代理人が署名する。
- 3 確認欄については、記載しない。

親 族 の 概 要 (居住地区分/☑日本 ☐外国)					交 際 状 況 等
続 柄	氏 名 生年月日	年 齢	職 業	住 所 ※死亡している場合は、住所 の記載に代え、死亡日を記載	①交際の有無、②帰化意 思の有無、③申請者の帰 化に対する意見、④その 他(電話番号、帰化申請 日、帰化日など)
妻	姜 和 子 昭和36年9月10日生	53	無 職	同 居 (☐ 年 月 日亡)	①交際 / ☒ 有 ☐無 ②帰化意思 / ☐有 ☒ 無 ③意見 / ☒ 賛成 ☐反対 ☐特になし Tel 03 - 0000 - 0000 年 月 日 訃・葬
父	金 継 達 大正15年1月3日生	88	無 職	大阪市生野区〇〇町 2丁目〇番〇〇号 (☐ 年 月 日亡)	①交際 / ☒ 有 ☐無 ②帰化意思 / ☐有 ☒ 無 ③意見 / ☒ 賛成 ☐反対 ☐特になし Tel 06 - 0000 - 0000 年 月 日 訃・葬
母	崔 順 南 昭和7年3月5日生			(☑平成元年3月16日亡)	①交際 / ☐有 ☐無 ②帰化意思 / ☐有 ☐無 ③意見 / ☐賛成 ☐反対 ☐特になし Tel - - - 年 月 日 訃・葬
長 女	金 信 子 平成5年5月26日生	21	大学生	広島市中区〇〇町 3丁目68番地 (☐ 年 月 日亡)	①交際 / ☒ 有 ☐無 ②帰化意思 / ☒ 有 ☐無 ③意見 / ☒ 賛成 ☐反対 ☐特になし Tel 082 - 0000 - 0000 年 月 日 訃・葬
妻 の 父	姜 慶 柱 昭和6年12月28日生	83	無 職	京都府舞鶴市〇〇町 18番地3 (☐ 年 月 日亡)	①交際 / ☒ 有 ☐無 ②帰化意思 / ☐有 ☒ 無 ③意見 / ☒ 賛成 ☐反対 ☒ 特になし Tel 0773 - 0000 - 0000 年 月 日 訃・葬
妻 の 母	鄭 芙 美 昭和9年7月25日生	80	無 職	同 上 (☐ 年 月 日亡)	①交際 / ☒ 有 ☐無 ②帰化意思 / ☐有 ☒ 無 ③意見 / ☐賛成 ☐反対 ☒ 特になし Tel - - - 年 月 日 訃・葬

(注) 1 申請者を除いて記載する。

2 この書面に記載する親族の範囲は、申請をしていない「同居の親族」のほか、申請者の「配偶者(元配偶者を含む。）」、「親(養親を含む。）」、「子(養子を含む。）」、「兄弟姉妹」、「配偶者の両親」、「内縁の夫(妻)」及び「婚約者」である。
なお、これらの親族については、死亡者についても記載する。

3 この書面は、日本在住の親族と外国在住の親族とに用紙を分けて作成する。

親 族 の 概 要 (居住地区分/□日本 □外国)					交 際 状 況 等
続 柄	氏 名 生年月日	年 齢	職 業	住 所 ※死亡している場合は、住所 の記載に代え、死亡日を記載	
兄	金 本 昌 明 昭和 26 年 8 月 7 日生	63	会社員	フィリピン国メトロマニラ マニラ市 以下不明 (□ 年 月 日亡)	①交際 / ☒ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Ttl - - 平成 18 年 5 月 28 日(就) 韓
姉	金 昌 美 昭和 28 年 4 月 1 日生			(☑昭和 28 年 5 月 3 日亡)	①交際 / ☐ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Ttl - - 年 月 日(就) 韓
妹	金 恵 朱 昭和 37 年 7 月 2 日生	52	不 明	韓国 以下不明 (□ 年 月 日亡)	①交際 / ☐ 有 ☒ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Ttl - - 年 月 日(就) 韓
妹	金 昌 達 昭和 39 年 9 月 1 日生	50	米国 〇〇銀行員	アメリカ合衆国カリ フォルニア州ロスアン ジェルス市〇〇通 1234 (□ 年 月 日亡)	①交際 / ☒ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☒ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Ttl - - 年 月 日(就) 韓
	年 月 日生			(□ 年 月 日亡)	①交際 / ☐ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Ttl - - 年 月 日(就) 韓
	年 月 日生			(□ 年 月 日亡)	①交際 / ☐ 有 ☐ 無 ②帰化意思 / ☐ 有 ☐ 無 ③意見 / ☐ 賛成 ☐ 反対 ☐ 特になし Ttl - - 年 月 日(就) 韓

- (注) 1 申請者を除いて記載する。
 2 この書面に記載する親族の範囲は、申請をしていない「同居の親族」のほか、申請者の「配偶者（元配偶者を含む。）」、「親（養親を含む。）」、「子（養子を含む。）」、「兄弟姉妹」、「配偶者の両親」、「内縁の夫(妻)」及び「婚約者」である。
 なお、これらの親族については、死亡者についても記載する。
 3 この書面は、日本在住の親族と外国在住の親族とに用紙を分けて作成する。

履 歴 書 (そ の 1)			氏 名	金 竜 作	
年	月	日	居 住 関 係	学 歴・職 歴	身 分 関 係
昭31	4	18	大韓民国慶尚南道晋陽郡文山面 安全里○番地		出生
36	9	2	父母と渡日、横浜市戸塚区幸町 ○番地 (47.3まで)		
38	4			市立五幸小学校入学	
44	3			同校卒業	
44	4			市立第一中学校入学	
47	3			同校卒業	
47	4		東京都新宿区柏木○丁目○番地 に移転 (57.8まで)	私立松木高等学校 入学	
50	3			同校卒業	
50	4			昭和食品(株)勤務 営業担当	
57	9		東京都北区東十条○丁目○番地 に移転 (平元.8まで)		韓国人姜和子と事 実婚
58	8	20			上記 婚姻届出
平元	3	16			母死亡
58	9		東京都中野区野方○丁目○番○号 メゾン○○301号室に移転(現在まで)		
63	3			前記会社退職 平6.3月まで(株)石山工業 でアルバイト	
65	5	26			長女 信子出生
66	4	1		東京寿商事(株)入社 営業担当	
73	4	1		第一営業部販売課長 (現在まで)	

(注) 1 「年」については、日本の元号で記載する。

2 履歴事項については、古い年代のものから漏れなく記載する。例えば、学歴については、転校、中途退学、卒業の学部等についても記載し、職歴（本国での職歴や日本に入国した後に行ったアルバイト歴も含む。）については、勤務先だけでなく、担当した職種についても記載する。

また、身分関係については、父母の死亡及び事実婚についても記載する。

3 用紙が不足する場合には、同一用紙を用いて記載する。

4 この書面は、申請者ごとに作成するが、15歳未満のものについては、作成することを要しない。

履 歴 書		氏 名	金 竜 作		
(そ の 2)					
出入国歴 (最近 3 年間)	回数	期 間	日 数	渡 航 先	目 的, 同 行 者 等
	1	平 22 年 3 月 16 日 ～ 22 年 3 月 21 日	6	香 港	会社の同僚と 観光旅行
	2	平 24 年 1 月 19 日 ～ 24 年 1 月 25 日	7	中 国	会社の上司と出張
	3	平 25 年 2 月 3 日 ～ 25 年 2 月 10 日	8	中 国	会社の部下と出張
	4	平 26 年 10 月 1 日 ～ 26 年 10 月 20 日	20	中 国	同 上
	5	平 ～ 年 月 日 ～ 年 月 日			
	6	平 ～ 年 月 日 ～ 年 月 日			
	7	平 ～ 年 月 日 ～ 年 月 日			
	8	平 ～ 年 月 日 ～ 年 月 日			
	9	平 ～ 年 月 日 ～ 年 月 日			
	10	平 ～ 年 月 日 ～ 年 月 日			
	総 出 国 日 数		41		
技 能 資 格	昭和 54 年 8 月 15 日第 1 種普通自動車運転免許取得 (免許証番号第 30 〇 16 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号)				
賞 罰	平 22. 8. 1 速度違反反則金 9,000 円 平 23. 11. 3 駐車違反反則金 15,000 円 平 24. 12. 8 速度違反反則金 9,000 円				
確 認 欄					

- (注) 1 「年」については、日本の元号で記載する。
 2 出入国歴については、法定住所期間におけるものを記載する。ただし、最短でも最近 1 年間の出入国歴を記載する。
 3 賞罰欄については、過去から現在までの全てのものを記載する。
 4 確認欄については、記載しない。

生 計 の 概 要 (その1) (平成〇〇年〇〇月〇〇日作成)				
収 入	氏 名	月 収 (円)	種 目	備 考
	金 竜 作	284,000	給料 ((株)〇〇)	平6.4から勤務
	同 上	65,000	事業収入 (建物賃貸収入)	平16.1から勤務
	姜 和 子	64,000	給料 (栄食品パート)	
	合 計	413,000		
支 出	支 出 科 目	金 額 (円)	備 考	
	食 費	120,000		
	住 居 費	97,500	家賃 (管理費等を含む)	
	教 育 費	33,000		
	▽返 済 金	28,500		
	・生命保険等掛金	30,000		
	△預 貯 金	70,000		
	△そ の 他	34,000	光熱・水道代、医療費等	
	合 計	413,000		
主 な 負 債	借 入 の 目 的	借 入 先	残 額	完 済 予 定
	▽自動車購入	〇〇銀行〇〇支店	1,458,000	平28.1

- (注) 1 世帯を同じくする家族ごとに作成する。
 2 月収額については、申請時の前月分について、その手取額を記載する。
 3 収入の種目欄については、給与、事業収入、年金等の別を記載する。
 4 収入が世帯を異にする親族等からの仕送りによる場合には、月収欄に送金額を、種目欄に仕送りである旨を、備考欄に仕送人の氏名及び申請者との関係を、それぞれ記載する。

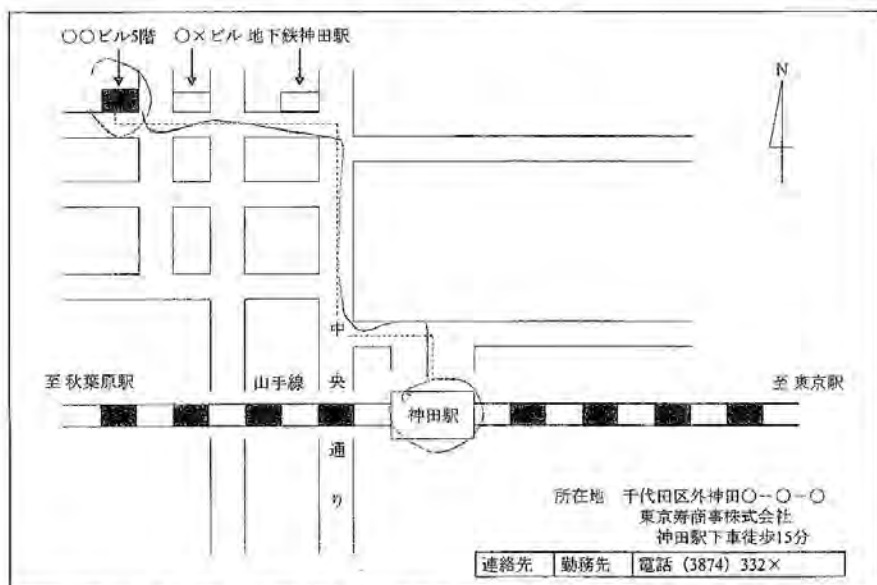
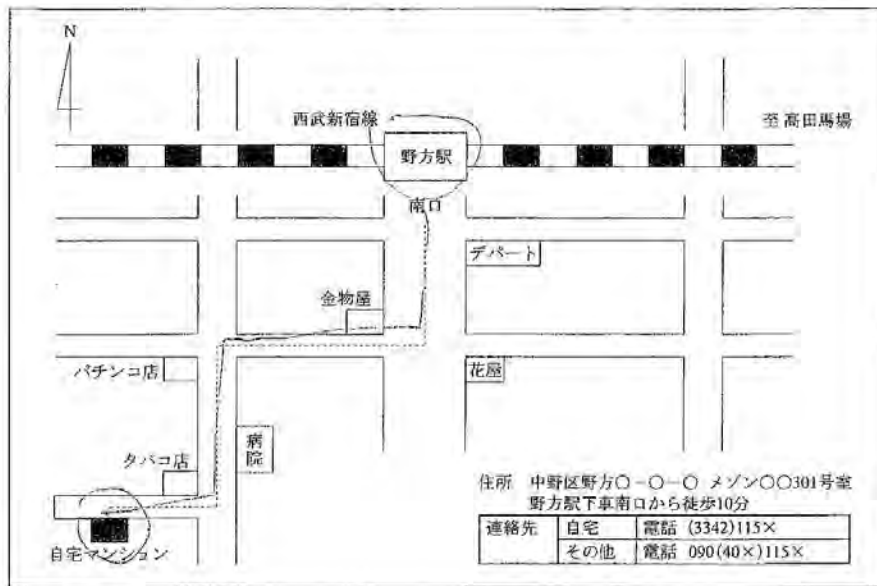
生 計 の 概 要 (その2)

不 動 産	種 類	面 積	時 価 等	名 義 人
	(在日不動産) 宅地	495 m ²	時価 3,600 万円程度	金竜作名義
	共同住宅 鉄筋コンクリート造	76 m ²	時価 3,000 万円程度	金竜作, 姜和子名義
	(在外不動産) 宅地	130 m ²	時価 800 万円程度	金継達名義
預 貯 金	預 入 先		名 義 人	金 額 (円)
	〇〇銀行〇〇支店 など		金 竜 作	2,000,000
	ゆうちょ銀行〇〇店 など		姜 和 子	500,000
株 券 ・ 社 債 等	種 類	評 価 額		名 義 人 等
	株券 3,000 株	時価 120 万円程度	金 竜 作	金 竜 作 姜 和 子 金 竜 作
	社債等 100 口	時価 240 万円程度	姜 和 子	
	ゴルフ会員権 1 口	時価 300 万円程度	金 竜 作	
高 価 な 動 産	種 類	評 価 額		名 義 人 等
	貴金属 普通自動車 (クラウン 2011 年式 3,000cc)	時価 300 万円程度 時価 350 万円程度	姜 和 子 金 竜 作	

- (注) 1 高価な動産欄については、おおむね100万円以上のものを記載する。
2 不動産については、国外にあるものも記載する。

事業の概要			対象となる 期 間	平成〇〇年 〇 月～ 平成〇〇年〇〇月		
商 号 等	(株) 〇〇工務店		所 在	東京都中央区茅場町〇-〇-〇		
開業年月日	平17年 10 月 1 日		経 営 者	〇 〇 〇 〇 申請者との関係 (兄)		
営業の内容	1 建設資材の販売 2 建設工事の請負		許認可の年 月日番号等	平17. 5. 7 般-04 第2×80 号	(確認欄)	
			営 業 資 本	1,000 万円		
			従 業 員 数	8名 (内専従者 1 名)		
事業用財産	店舗 (木造2階建)、小型ダンプカー1台、小型トラック2台、ブルドーザー1台					
売 上 高	5,435 万円		営業外費用	万円		
売 上 原 価	2,250 万円		特 別 利 益	万円		
販 売 費 等	2,765 万円		特 別 損 失	万円		
営業外収益	7 万円		利 益	427 万円 (利益率 7 %)		
負 債	借 入 年 月	借 入 先	借入額 (万円)	期末残額(万円)	返 済 の 方 法	
	昭・(平) 21 10	〇〇銀行	800	310	毎月 5 万円	
	昭・(平) 23 3	〇〇信用金庫	1,000	480	毎月 10 万円	
	昭・(平) 25 4	山 田 一 夫	200	50	随 意	
	昭・平					
	昭・平					
借入の理由及び 返 済 状 況		開業準備並びに事業拡張のため借り入れ、遅滞なく返済している。				
取 引 先	名称又は代表者名	所 在	電話番号	年間取引額 (万円)	取引の内容	取引期間
	(株) 清水製作所	東京都太田区 大森西〇-〇	3621-423×	1,880	建設資材の 仕入れ	開業時から
	山川物産 (株)	東京都荒川区 町屋〇-〇-〇	3623-771×	540	その他の材料の 仕入れ	〃
	(株) 大木建設	東京都目黒区 中目黒〇-〇	3302-631×	2,900	建設工事	〃
	大洋興産 (株)	東京都太田区 羽田〇-〇-〇	3326-789×	2,600	〃	5年
備考	取引銀行 〇〇信用金庫〇〇支店、〇〇銀行〇〇支店					

- (注) 1 「年」については、日本の元号で記載する。
2 この書面は、複数の事業を営んでいる場合には、1事業ごとに作成する。
3 個人事業については前年分について、法人については直近の決算期について、それぞれ作成する。
4 確認欄については、記載しない。



(注) 目標、最寄りの交通機関、駅名、停留所からの所要時間、経路等を記載してください。
住宅地図等の写しにより示していただいても結構です。

在勤及び給与証明書

住 所 東京都中野区野方〇丁目〇番〇号メゾン〇〇301号室

氏 名 金 竜作 昭和
平成 31年4月18日生

職 種 (具体的に) 第一営業部販売課長

昭和
上記の者は平成6年4月1日に

当社に入社し、現在、第一営業部販売課に勤務し、下記の給与を支給していることを証明します。

平成〇〇年〇月〇日

東京都千代田区外神田〇丁目〇番〇号

東京寿商事株式会社

代表取締役 中村 栄造

印

給 与 関 係			
平 成 〇〇 年 (〇) 月 分			
支 給 額	基 本 給	月 給	260,000円
		日 給	(1カ月支給額) 円
	時 間 外 勤 務 手 当		16,000円
	家 族 手 当		12,000円
	勤 務 地 手 当		円
	そ の 他 の 手 当		28,000円
	交 通 費		6,200円
	計		円
控 除 額	源 泉 所 得 税		322,200円
	市 区 町 村 民 税		11,000円
	健 康 保 険		12,300円
	厚 生 年 金		8,400円
	計		6,500円
差 引 支 給 額			円
備 考			284,000円/
賞与は年2回6カ月分支給			

別表1 必要書類一覧表

(平成 年 月 日)

書 類 の 種 類		要否	確認
①	帰化許可申請書 (写真貼付)		
②	親族の概要を記載した書面		
③	履歴書		
	最終卒業証明書又は卒業証書の写し		
	在学証明書		
	技能・資格を証する書面		
	自動車運転免許証の写し (表・裏)		
④	帰化の動機書		
⑤	宣誓書		
⑥	国籍・身分関係を証する書面		
	本国の戸 (除) 籍謄本, 家族関係登録簿に基づく証明書 (韓国・朝鮮)		
	国籍証明書		
	出生証明書		
	婚姻証明書 (本人・父母)		
	親族関係証明書		
	その他 (父母の死亡証明書等)		
	パスポート・渡航証明書の写し		
	出生届書 (日本での戸籍届書の記載事項証明書)		
	死亡届書 (")		
	婚姻届書 (")		
	離婚届書 (")		
	その他 (養子縁組・認知届・親権を証する書面・裁判書)		
	日本の戸 (除) 籍謄本 ・本人が日本国籍を喪失した者 ・父母, 子, 兄弟姉妹, 夫・妻, 婚約者が日本人 (元日本人を含む)		
⑦	国籍喪失等の証明書 (ただし, 法務局の担当者の指示があった場合)		
⑧	住民票の写し等 (申請者, 同居者, 配偶者 (元配偶者を含む))		

⑨	生計の概要を記載した書面			
		在勤及び給与証明書（会社等勤務先で証明したもの）		
		土地・建物登記事項証明書		
		預貯金現在高証明書・預貯金通帳の写し		
		賃貸契約書の写し		
⑩	事業の概要を記載した書面			
		会社等法人の登記事項証明書		
		営業許可書・免許書類の写し		
⑪	納税証明書等			
	個 人	源泉徴収票		
		確定申告書（控え・決算報告書含む）	（ 年分）	
		所得税の納税証明書（その１，その２）	（ 年分）	
		事業税の納税証明書	（ 年分）	
		消費税の納税証明書	（ 年分）	
		都道府県・市区町村民税の納税証明書，課税証明書又は非課税証明書（総所得金額の記載のあるもの）	（ 年分）	
		納付書の写し		
		確定申告書（控え・写し）	（ 年分）	
	法 人	決算報告書	（ 年分）	
		法人税の納税証明書（その１，その２）	（ 年分）	
		法人事業税の納税証明書	（ 年分）	
		消費税の納税証明書	（ 年分）	
		法人都道府県民税の納税証明書	（ 年分）	
		法人市区町村民税の納税証明書	（ 年分）	
		源泉徴収簿の写し（申請者に関する部分），納付書の写し	（ 年分）	
⑫	公的年金保険料の納付証明書（ねんきん定期便，年金保険料の領収書等の写し）（直近１年分）			
⑬	運転記録証明書（過去５年間）			
	運転免許経歴証明書（失効した人，取り消された人）			
⑭	自宅，勤務先，事業所付近の略図			
⑮	その他			

(注)

- ◎ 上記のほかにも関係書類の提出が必要となる場合があります。
- ◎ 提出書類のうち，特に指示のないものはすべて各２部（うち１部は写しで可）必要です。
- ◎ 写しを提出する場合は，A４判としてください。
- ◎ 外国語文書には，A４判の訳文を添付し，翻訳者の住所・氏名及び翻訳年月日を記載してください。

別表2 納税証明書等提出書類一覧表

提出書類の種類	対 象 期 間	請 求 先	形 態				
			給 与 所 得 者			事 業 経 営 者	
			源泉徴収さ れている人	源泉徴収さ れていない ため確定申 告をしてい る人	2 か所以上 から給与を 得ている人、 給与が年間 で2,000万円 を超える人	法 人 (取締役・ 監査役 も含む)	個 人 その他 の人
源泉徴収票		勤	◎	◎	◎		
都道府県、市区町村 民税の課税証明書又 は非課税証明書（総 所得金額の記載のあ るもの）		都市	◎	◎	◎		◎
都道府県・市区町村 民税の納税証明書		都市	◎	◎	◎		◎
法人都道府県民税の 納税証明書		都				◎	
法人市区町村民税の 納税証明書		市				◎	
事業税の納税証明書		都				◎	◎
法人税の納税証明書 (その1, その2)		税				◎	
個人の所得税の納税 証明書（その1, そ の2）		税		◎	◎		◎
消費税の納税証明書		税				◎	◎
確定申告書の控え (別表、決算報告書、 青色申告決算書、収 支内訳書)				◎	◎	◎	◎
源泉徴収簿の写し及 び納付書の写し		勤				◎	

- (注) 1 本表は、申請者が納税対象者となるときを表です。上記表の各形態いずれにも該当する人については、該当する全ての書類を提出してください。
- 2 対象期間は、担当者の指示に従ってください。
- 3 請求先欄は、「勤」は勤務先、「市」は市区町村役場、「都」は都道府県税事務所、「税」は税務署を表します。
- 4 申請者と生計を同じくする配偶者その他の親族については、担当者の指示に従ってください。

○年齡速算表(平成29年)・年号対照表

[illegible]

十世・十一世立のころ 母國嶺外へ

0+1. +1.145034

十干は、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸であり、十干を五行に配して、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛、壬、癸の十二支は、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥と並び、動物にあてはめて、子、丑、寅、卯、辰、巳、午、未、申、酉、戌、亥となす。

○中国数字表

1	壹
2	貳
3	參
4	肆(筭)
5	伍
6	陸
7	柒
8	捌
9	玖
10	拾

住所変更届の例

住所変更届	
平成 年 月 日	
法務大臣 殿	
住 所	
氏 名	
このたび、下記のとおり平成 年 月 日に変更しましたので、変更後の住民票の写し及び変更先の略図を添えてお届けします。	
記	
旧 住 所	
新 住 所	
電 話 番 号	
変更の事由	

第2節 報酬統計表

347 国籍取得届等の手続

<前回:205>

回答者	2.5万円 ～	5万円 ～	7.5万円 ～	10万円 ～	20万円 ～	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
	2.5万円未満	5万円未満	7.5万円未満	10万円未満	20万円未満	30万円未満				
20	0	3	5	1	8	2	1	120,000	30,000	500,000
100.0%	0.0%	15.0%	25.0%	5.0%	40.0%	10.0%	5.0%			4件

348 帰化許可申請(被雇用者)

<前回:206>

回答者	10万円 ～	20万円 ～	30万円 ～	40万円 ～	50万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
	10万円未満	20万円未満	30万円未満	40万円未満	50万円未満				
67	1	43	16	5	1	1	177,500	44,000	500,000
100.0%	1.5%	64.2%	23.9%	7.5%	1.5%	1.5%			11件

349 帰化許可申請(個人事業主及び法人役員)

<前回:207>

回答者	10万円 ～	20万円 ～	30万円 ～	40万円 ～	50万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
	10万円未満	20万円未満	30万円未満	40万円未満	50万円未満				
57	1	16	24	10	3	3	250,667	70,000	715,000
100.0%	1.8%	28.1%	42.1%	17.5%	5.3%	5.3%			8件

350 帰化許可申請(簡易帰化)

<前回:208>

回答者	5万円 ～	10万円 ～	15万円 ～	20万円 ～	25万円 ～	30万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
	5万円未満	10万円未満	15万円未満	20万円未満	25万円未満	30万円未満				
36	1	1	10	12	7	2	3	172,167	40,000	500,000
100.0%	2.8%	2.8%	27.8%	33.3%	19.4%	5.6%	8.3%			8件

以上